# 消費者ネットワーク

2026年4月17日
第325号
一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者　郷野 智砂子
TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036


## 地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム 報告

全国消団連の地方消費者行政プロジェクトは、47都道府県の協力を得て、2025年度も「地方消費者行政調査」を実施しました。地方消費者行政は、多様化する様々な消費者被害を防ぎ、安心して暮らせる社会を支える重要な基盤です。相談員体制の維持や財政支援の継続が大きな課題となる中、2025年6月5日には衆議院の消費者問題に関する特別委員会が「地方消費者行政の充実強化」を全会一致で決議され、政府の「骨太の方針2025」にも盛り込まれました。

そのような情勢の下、シンポジウムでは行政調査の結果を共有し、地方消費者行政の現状と課題を明らかにするとともに、今後の地方消費者行政充実に向けた方向性を議論しました。

【日　時】3 月 19 日（木）14 時 00 分～ 16 時 30 分 〔Zoom を活用したオンラインシンポジウム〕
【内　容】
1．全国消団連 2025 年度「都道府県の消費者行政調査」報告
　大森 隆さん（地方消費者行政プロジェクトメンバー / 全大阪消費者団体連絡会）
2．パネルディスカッション
　意見交換テーマ「地方消費者行政を支援する新たな枠組みについて」
　パネリスト：赤井 久宣さん（消費者庁 地方協力課課長）
　　地方消費者行政プロジェクトメンバー
　　尾嶋 由紀子さん（全国消費生活相談員協会）
　　釘宮 悦子さん（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）
　コーディネーター：池本 誠司さん（弁護士）
【参加者】107 人

もくじ


地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム　報告 …… 1
省エネルギーの取り組み　「ヒートポンプを学ぶ」
～脱炭素社会に向けた緩和策・適応策を知る学習会～開催報告 …… 5
学習･意見交換会「輸入食品って安全なの？～令和８年度版～」を開催しました …… 7
福島第一原子力発電所視察報告（経済産業省事業） …… 9
世界の消費者情報「GDP⇒SDG s ⇒SWGs
（Sustainable Well-being Goals）への移行」 …… １２
消費者庁新未来創造戦略本部たより …… １４
会員活動報告(埼玉県消団連）／啓発動画公開のお知らせ …… １５
会員活動予定／2月理事会報告／編集後記 …… １６

**概要（事務局による要約）**

## 1. 全国消団連 2025 年度「都道府県の消費者行政調査」報告　大森 隆さん

本調査は2025年8～9月に都道府県を対象に、「1.地方消費者行政推進交付金の活用について」「2.消費生活相談員（以下、相談員と記します）について」「3.新たな相談支援システムへの移行について」「4.消費生活相談の広域連携について」「5.消費者安全確保地域協議会について」「6.地方消費者行政強化交付金の活用について」「7.要望について」の七つの質問を設けて回答をお願いしたもので、回答の分析結果を報告書にまとめました。さらにその分析結果を基に意見書を作成し、2026年2月24日に内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、財務大臣、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長宛に提出しました。意見書骨子は以下の通りです。

**地方消費者行政の充実・強化のための意見（骨子）**

1．自治体は、新たな枠組みによる地方消費者行政強化交付金を地方消費者行政の推進のために積極的に活用してください
国は、自治体が交付金メニューに対して、意欲を持って取り組めるよう、申請条件を緩和して活用しやすいルールにすること、申請手続き自体を自治体担当者にわかりやすく伝えることで、取り組みを促してください
2．新たな相談支援システムへの移行にあたり、自治体の実情を十分に把握し、理解を深めた上で、2026 年 10 月のスムーズな移行を実現してください
3．消費生活相談員の担い手確保と人材育成を推進し、働きやすい環境整備を求めます
4．消費者安全確保地域協議会の設置を推進し、被害の未然防止や早期解決に向けてその役割を十分に発揮できるように取り組みを進めてください

## 2. パネル ディスカッション

### ◇自治体の取り組み報告

**―――――― 岐阜県 環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係 主事 鈴木 千智さん**

岐阜県では、消費生活相談件数が増加傾向で、2025年（令和7年）度上半期は971件で前年同期比15.6%増でした。相談員の担い手確保の取り組みとして、消費生活相談員人材バンクを設置し、希望する市町村へ情報提供をしています。また、今年度は消費者庁「消費生活相談員担い手確保事業」に参加し、人材発掘の機会の拡大を目指しました。講座への参加はあったものの担い手確保や就労に結びつけることに繋がらず、相談員として働く意欲があっても条件が合わず採用に至らないケースもあり、難しさを痛感しました。

見守り体制強化のため、2025年（令和7年）8月に岐阜県消費者安全確保地域協議会を設置し、市町村協議会の設置支援や関係団体との連携を進めています。見守りハンドブック作成や情報発信、講座開催などの取り組みを行っています。今後の課題としては、協議会の効果検証が重要であることと、小規模市町村の窓口強化です。高齢者・障がい者が相談しやすい環境づくりを支援していくことが大切であると考えています。

**―――――――――― 京都府 文化生活部消費生活安全センター センター長 桑谷 正之さん**

京都府では、相談体制について質の高い相談や救済が受けられるよう、有識者会議で府・市町村の役割や支援策等を検討しました。市町村の相談窓口では、相談時間や開設日の短縮、資格を有しない相談員の配置など課題があるため、市町村ヒアリングも実施し、有識者から今後の府および市町村政策の提言をいただきました。この提言も踏まえ、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」を2025年（令和7年）3月に改

正しました。府レベルでは、消費者団体・福祉関係団体など約60団体で構成する「京都くらしの安心・安全ネットワーク（消費者安全確保地域協議会）」を設置しています。また、市町村のさらなる設置促進のための部会では福祉関係者と連携した実践的な検討や活用できる簡潔な対応フローの作成を進めました。一方で、市町村職員の経験不足や福祉関係団体への働きかけの難しさという課題も明らかになりました。

今後は、行政職員のスキルアップ、参画団体の拡大、財政支援の充実を求めつつ、見守りネットワークの実効性向上を図っていくとしています。

### ◇消費者庁「地方消費者行政強化交付金の見直しについて」―――――――― 赤井 久宣さん

今回の交付金は、みなさんからの声が凝縮された2025年6月5日の衆議院消費者問題に関する特別委員会の決議を具体化したものです。

新たな枠組みの**「地方消費者行政機能維持事業」**は、これまで推進事業を活用していた自治体の取り組みが後退しないように支援するものです。

**「①相談機能維持・未然防止強化型」**は、推進事業を2029年（令和11年）度まで事実上延長するものです。**「②広域連携推進型」**は、相談機能を維持するために単独では難しい自治体が周辺市町村と連携し、広域的に消費生活センターを運営していく取り組みを支援するものです。**「③地方消費者行政推進型」**は、小規模市町村の推進事業を予定どおり2027年（令和9年）度まで行うものです。

**「地方消費者行政機能強化事業」**は、環境変化に対応するための新たな体制整備を図る目的のものです。

**「④相談・見守り連携強化型」**は、市町村向け事業で相談と見守り活動との連携を強化するため消費生活センターの機能強化を図る自治体への支援です。「待ち」の相談対応から地域に積極的に出向き、被害の未然防止や救済機能の強化を図るという、理想とする今後の市町村の消費者行政の姿の実現のための支援になります。地域に出向き、情報をきめ細かく伝え、被害を発見した際に消費生活センターにつなげること、また相談内容はしっかり分析をして、必要であれば福祉などの関連機関につなげ、住民の生活を守ることです。相談員が見守りネットワークの構成員に対して情報提供を行う「見守り活動支援」及び相談情報をより早く国に届けることを新たな役割と位置付けることで、相談員人件費を含めて補助率1/2で支援します。これは将来的に市町村向けの大きな柱になると考えます。

**「⑤広域連携強化型」**は、広域連携の中心自治体の機能強化への支援です。中心自治体は何かと負担も多く、周辺自治体への情報提供や連携など、広域連携が機能するためには丁寧な対応が必要になります。そのために相談員の増員を補助率2/3で支援します。

**「⑥⑦担い手確保、人材育成・強化型」**は、都道府県（一部政令市）の消費生活センターの機能強化のための事業です。担い手確保が厳しい中で、人材確保や育成は、基本的に都道府県が主導的に行っていただきたいという意図です。担い手の掘り起こしは、相談業務のPRや実践的講座の開催等により広く候補者を発掘する取り組みを補助率1/2で支援するものです。育成事業は、OJT（実務訓練）の実施を定額で支援します。都道府県では、管内市町村の相談員の配置状況を把握しており、市町村と連携して、計画的に養成をしていただく事業になります。人材強化は、都道府県がより難しい相談への対応や市町村への支援に重点化していくための人材配置を支援するものです。

**「⑧重点課題対応型」**は、これまでの強化事業を引き継いだものです。ポイントは機能強化要件として、毎年、事業の内容を強化する必要がありましたが、使いにくいとの意見もありました。これを見直し、3年に1度はしっかりと精査をしていただく運用に見直しを行いました。

全国消団連の調査の中で、国への要望の記載がありましたが、これについては、ほぼすべてお応えしたのではないかと思っています。ただ、細部や運用面でのご意見もあるかと思いますので、できるところは不断に改善、見直しをしていきたいと思います。

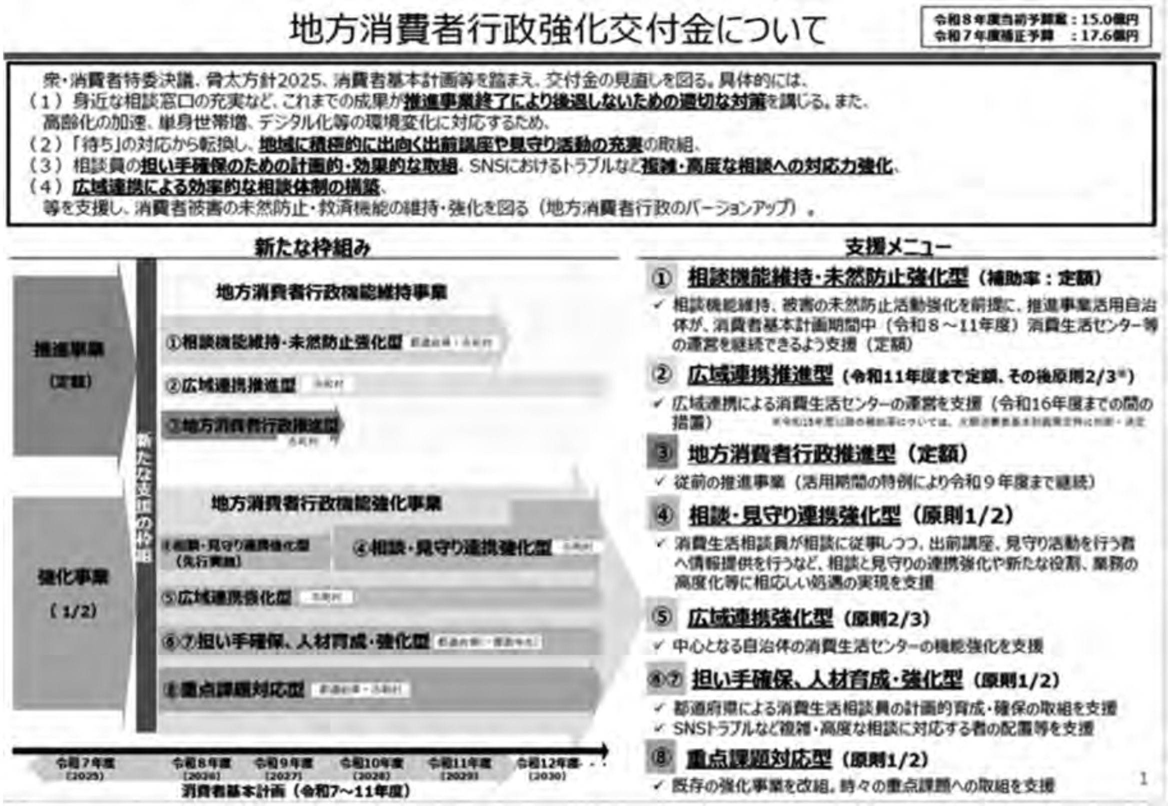


## ◇意見交換
## ――相談員の担い手確保について

**地方消費者行政プロジェクトメンバーからの問題提起**

**尾嶋 由紀子さん）** 県の資格養成講座の実施は少ないものの、実施の約75％で新規採用につながっており高い効果が確認できました。国の講座の継続と地域での就職につながる独自講座の充実が重要であると考えます。

**会場からの発言**

**熊本県消費生活課 課長 浦田 武史さん）** 熊本県の担い手育成支援講座と資格取得講座の紹介がありました。

**全国消費生活相談員協会 川野 玲子さん）** 小規模センターの実情についての訴えがありました。

**コーディネーター 池本 誠司さん）** 消費者庁の講座の期待とともに、地域でも行うことの報告がありました。担い手掘り起こしの「実践的講座の開催」について、少し補足していただけますか。

**消費者庁地方協力課 赤井 久宣さん）** 相談体制の維持は見守り推進とともに大変重要な課題です。消費者庁Webの養成講座は、第1部で仕事や知識の概要、第2部で全国10か所のグループワークを行います。なかなか就業に結びつかないという指摘もあり、今年度から少しやり方を変え、都道府県との連携を強化し、手探りで行っているところです。県独自の講座が就業に結びついていることは大変興味深いです。熊本県の取り組みのように、消費者庁の講座の上に県の独自の取り組みをする姿が理想的なのではないかと思っています。ベースを国が行い、実践的に実情にあった取り組みを県にやっていただくのが効果的ではないかと思い、担い手確保事業を交付金で措置しています。

## ――相談・見守り連携強化

**地方消費者行政プロジェクトメンバーからの問題提起**

**釘宮 悦子さん）** 都道府県での協議会設置は増加傾向にありますが、会議の開催頻度は1年に1回程度で高いとは言えないようです。運用の課題として、協議会を設置しても消費者トラブルの未然防止につながっていないとの意見もあります。協議会の活性化を工夫しているところもありますが、県の市町村の支援のあり方、設置後の活動の活性化、見守りを実効性につなげていけるのかが課題であると感じます。

**赤井さん）** 相談・見守り連携強化型は、見守り活動を活性化して、被害の未然防止機能を強化し、被害の探知

機能を強化し、消費生活センターにつなげる事業です。相談員が見守り活動支援として、実際に見守りをする方（構成員）に対して消費者被害の実情や気を付けるべき点を伝授する役割を担います。2026年（令和8年）、2027年（令和9年）度は先行実施としてモデル的に行い、2028年（令和10年）度に本格実施の予定です。そのために、事例の収集を行い、課題を分析し、ガイドラインで示していきます。

※パネルディスカッションでは、相談員の人材強化、見守り活動支援員の啓発・情報提供の対象者などについてのやり取りも行いました。

**――まとめ**

**コーディネーター 池本さん）** 新しい交付金は、従来の交付金の単なる継続にとどまるものではなく、消費者行政や相談員の役割、さらには消費生活センターの役割など、新たな段階へと進展させるものであると確認しました。一方で、自治体が抱える課題は、消費者庁による制度設計のみで解決できるものではないことも、重々承知しています。だからこそ、現在各地で発生しているさまざまな被害から住民を守るために、自治体が責任をもって十分な予算を投入する必要があります。そのため、各地の消費者団体や弁護士会など、さまざまな関係団体が連携し、首長や議員にも参画を求めながら、自治体の政策判断を動かしていく取り組みを進めていただきたいと考えています。

　私たちプロジェクトチームとしても、各地の消費者団体に積極的に声を掛け、こうした動きを後押ししていきたいと思います。

以上

## 省エネルギーの取り組み　「ヒートポンプを学ぶ」
## ～脱炭素社会に向けた緩和策・適応策を知る学習会～ 開催報告

　2025年2月に策定された「第7次エネルギー基本計画」及び「改定地球温暖化対策計画」により、日本における温室効果ガス削減目標が示され、家庭部門においては基準となる2013年に対して2030年に66%削減することが求められています。全国消団連が開催したこれまでの学習会で、目標達成に向けて「私たちにできること」として、「知る」「伝える」「省エネルギーに努める」「再生可能エネルギーを活用する」「気候変動に取り組む政策を求める」という方向性と具体例を知ることができました。今回はこのうち省エネルギーに焦点を当てて、これまで以上の活用が期待されているヒートポンプの基本的な知識のほか、温室効果ガスの削減に向けてこの技術の活用と可能性などについて学びました。

【日　時】1月30日（金）14時00分～16時00分〔Zoomを活用したオンライン学習会〕
【講　師】印南　幸夫さん（早稲田大学 持続的環境エネルギー社会共創研究機構環境エネルギーシステム総合研究所　招聘研究員）
【参加者】27名

**概要（事務局による要約）**

### 「ヒートポンプを学ぶ～私たちの生活を快適に、ヒートポンプが安全な社会を支える～」
**印南　幸夫さん**

**ヒートポンプについて**

　ヒートポンプは、一言でいうと「熱（ヒート）を汲み上げ、移動（ポンプ）させる技術」です。身近な例ではエアコンです。今は暖房の季節ですから、外気からくみ上げた熱を部屋に運んで暖房としています。温度の低いところから温度の高いところに熱を汲み上げて活用する仕組みがヒートポンプです。その時に高い温度側を利用するのは暖房あるいは加温、低い温度側を利用するのは冷房あるいは冷却です。

　ヒートポンプは消費するエネルギーよりも暖房冷房の能力が大きい、とても省エネに優れた技術であることが

特徴です。大気の熱や地中熱、河川水などの再生可能なエネルギーの熱を集め、それらを移動させながら利用に適した温度に調整して活用します。この際に使用する電力は、主に「熱を運ぶための動力」として使われています。そのため、わずかな電力で多くの熱エネルギーを利用できることも大きな特徴です。例えば、家庭用ヒートポンプのエアコンの冷房運転では、おおよそ「1」の電力で「6」の熱を室内から汲み出し、合計「7」の熱として屋外に放出するイメージです。つまり、わずか1の電力で、6の熱エネルギーを外に排出していることになります。

暖房運転の場合は、使用する電力「1」に対して、その約5倍に相当する熱を外気から取り込み、さらに自ら消費した電力分も加えて、合計「6」の熱エネルギーで室内を温めます。

ヒートポンプの性能は、家庭用エアコンの場合、この20年で約30％高性能化されたと言われています。インバーター制御による省エネ運転、送風機の高効率化、熱交換器の性能向上など、さまざまな技術の積み重ねによって、さらに性能向上を図っています。

家庭用のヒートポンプ給湯器はエコキュートという愛称で広く普及してきています。エコキュートの場合は「1」の電気を使って「3」の熱を集めてお湯を作ります。これも燃焼や、電気ヒーターでお湯を作るのに比べ省エネです。また、火を使わない安全安心な加熱方法であることも大きな特徴になっています。

2023年度の統計では、家庭部門のエネルギー消費は暖房が約25%、給湯は27％程と、この二つで半分以上のエネルギー消費を占めています。この部分の省エネ化を図っていくことはCO2削減に大きく寄与することになります。

ヒートポンプは、さまざまなところで活躍しています。家庭で代表的なヒートポンプは、エアコンの冷暖房で使われています。冷蔵庫もヒートポンプの冷やすサイクルを利用した製品の一つです。最近ではヒートポンプ乾燥機能付き洗濯機も普及してきました。給湯器や床暖房などではお湯を使いますが、この時ヒートポンプを使い、省エネで加温する方法も普及しつつあります。

ヒートポンプがどのようにして冷やしたり温めたりするのかについて説明します。ヒートポンプの内部には熱を運ぶ役割を持つ「冷媒」と呼ばれる物質が入っています。この冷媒は、圧縮されることで温度が上昇し、逆に膨張することで温度が低下するという性質があり、圧縮による温度上昇と、膨張による温度低下を繰り返しながら、装置の中を循環します。エアコンであれば室内の空調温度に近い25度近辺で効率よく熱の出し入れが行える冷媒を使ってヒートポンプを作る必要があります。 その代表的な例がフロンです。フロンには多くの種類があり、目的に合わせて特徴をうまく選択して使っています。

ヒートポンプは2024年に世界で約3億4,400万台ほど、そのうちエアコンとして約1億3,000万台が使われています。この中で、日本国内では業務用を含めて約1,000万台が使用されています。

**ヒートポンプが取り組む重要課題**

ヒートポンプが取り組む重要な課題の一つに、地球温暖化問題があります。産業活動の拡大に伴い温室効果ガスの排出量が大きく増加し、地球温暖化が深刻化している現状では温室効果ガス削減は喫緊の課題となっています。

また、化石燃料や鉱物資源など有限な資源をより効率的に使用することも重要です。これらの資源を無駄なく使い、環境負荷を低減しながらエネルギーを確保していくことが求められています。

食料問題については、ヒートポンプの冷やすという機能を使ってフードロスを減らして安全・安心な食品流通（コールドチェーン）を構築していくことも大事なポイントになっていくと思います。

2025年2月に策定されたエネルギー基本計画の中でも、徹底した省エネを行うと書かれています。私たちが取り組める観点からは、高性能な給湯器の普及など住宅の省エネ化の支援があります。メーカーにはトップランナー制度によって製品の効率を上げるための努力が課せられています。

エネルギーの最終利用の50％以上は熱を使っています。カーボンニュートラルを実現するために、ヒートポンプの技術への期待は今まで以上に高まっています。 ヒートポンプ技術そのものは決して新しいものではありませんが、再生可能エネルギーである大気の熱を利用する観点から、改めて注目されています。今後はDXなどを活

用してサーキュラーエコノミーへの考慮や、バリューチェーンの最適化のシステム構築が必要だと思っています。

**重要課題解決に向けたコンソーシアムの役割と活動**

次世代ヒートポンプ技術戦略研究コンソーシアムは、次世代のヒートポンプの技術の基礎研究から実装まで、アカデミックの立場と、産業界、行政関連機関などが連携を取りながら推進していくことを目的に作られました。

中でも冷媒転換は、最重要課題と位置付けられています。従来のフロン冷媒は性能が高く極めて安定している一方で、1990年代に使用されていたフロンは、塩素が含まれており、紫外線と反応してオゾン層を破壊する原因となりました。その後、日本はすべて塩素を含まない代替フロンに転換しました。ただ、代替フロンは、温暖化係数が$CO_2$の約670倍と非常に大きいところが問題です。ヒートポンプ内部に封印されているとはいえ漏えいのリスクが完全にゼロではなく、少しでも温暖化係数の低い「グリーン冷媒」に切り替えていく動きが進んでいます。一方で、温暖化係数が小さい冷媒は分解しやすく、可燃性が高いという特性があり、安全性を担保し温暖化係数を下げることは非常に重要で、大学、メーカーはじめ国を挙げて冷媒の開発が進められています。そして、このような情報を発信し、ユーザーの理解・協力をいただくこともコンソーシアムの重要な役割の一つです。そのほか、リサイクルを前提とした製品設計をして、リサイクル、リユースを基本とした仕組みを実現すること、機器効率の最大化と、再生可能エネルギーの活用、情報ネットワークを使って、機器、エネルギー、環境負荷の一括管理に取り組むこと、などをテーマとしています。

**ヒートポンプが創る未来の社会**

ヒートポンプのシステムで、社会全体で必要なところに必要なだけ効率よく熱を使用できる未来ができると考えています。サーキュラーエコノミーの考え方を取り入れて、使用される冷媒や部材などを無駄なくリサイクルできるシステムを構築することによって、さらにヒートポンプが広がり、地球温暖化の問題の解決につながっていくと考えています。

もう一つは電気代を気にせず室内を快適に保ち、健康で安全な暮らしを送る未来です。昔は夏場の電力使用を抑えて省エネに貢献しましょうという動きでしたが、今はエアコンを積極的に使って健康を維持しましょうという世の中に変わってきています。この快適に健康を保つところで、ヒートポンプを活用できると思います。

日本だけではなく、世界全体で熱を上手く使える未来を目指して、ヒートポンプ技術をもっと良くしていくために、コンソーシアムが活躍していきたいと思っています。

**ヒートポンプ家電最近の動向（製品の拡大と機能の充実）**

ヒートポンプ家電のうち、エアコンについては、各社空調の快適さと省エネ機能のほか、最近は清潔を維持できる機能が大事になっています。

エアコンの寿命は一般的には10年と言われています。10年というのは、修理部品をメーカー側で保管している期間で、それ以上になると、部品がなくなり修理できなくなる可能性があります。また、省エネ性や機能性は10年で15%ぐらい上がっています。10年経っても使えますが、これらのことも知っていただければと思います。

ヒートポンプの技術はまだ発展する可能性が高く、$CO_2$削減に非常に貢献する技術ですので、ぜひ興味を持っていただきたいです。

**コラム：参加者アンケートで「気候変動の緩和策または適応策として個人で取り組んでいること」にお答えいただきましたので、ご紹介します。**

- 風の通り道を確保して家を涼しくする　・太陽光発電を設置・利用する
- 再生可能エネルギー由来の電源を調達する
- 会議のペーパーレス化、紙資料がある場合はリユース
- ベランダの雨水をタンクに溜める
- 生ゴミはコンポストで堆肥にして庭で使うなど、食品ロスを減らす
- 古い家電を買い換えて省エネの率を高くする　・公共交通の利用

## 学習・意見交換会「輸入食品って安全なの？～令和８年度版～」を開催しました

「輸入食品監視指導計画」は、日本に輸入される食品・添加物・器具・容器包装・乳幼児を対象とするおもちゃなどの安全性を確保するために、輸出国での生産から輸入後の国内流通までのそれぞれの段階で、厚生労働省及び検疫所などが取るべき対応について毎年度定めるものです。食生活に欠かせない輸入食品の安全性について、「令和8年度輸入食品監視指導計画（案）」の内容に沿って説明を聞き、その後に質疑応答と意見交換を行いました。

【日　時】２月４日（水）14：00 ～ 16：00
〔Zoom を活用したオンライン学習会〕

【参加者】48 名

【内　容】①報告「輸入食品の安全性確保について」～令和８年度輸入食品監視指導計画（案）～
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課
輸入食品安全対策室 室長 福島 和子さん
輸入食品安全対策室 監視調整係長 山崎 勇貴 さん
②質疑応答・意見交換
③「日台冷凍農産物生産販売安全懇談会」参加報告
全国消団連 事務局長 郷野 智砂子

### 概要（事務局による要約）

**●輸入食品の現状**

日本の食料自給率は近年4割を切っており、ここ数年カロリーベースで38%ほどで推移していることから、カロリーの約6割を輸入食品に頼っている状況です。輸入の届出件数はこれまで右肩上がりでしたが、令和元年以降は新型コロナウイルスによる物流の変化等の影響もあって落ち込み、以降横ばいからやや回復している状態で、令和6年度は247万件でした。輸入重量では近年大きな変化はなく3,200万トン弱のところで推移しています。

**●輸入食品の監視結果**

令和6年度のモニタリング検査実施状況は、計画数延べ100,224件に対し100,982件の実施、実施率は101%でした。令和6年度の監視指導の結果は、違反件数731件に減少しており、違反割合は非常に低い水準を維持しています。

**●監視体制の概要**

◇輸出国対策・◇輸入時対策・◇国内対策の3段階で行われています。

**輸出国対策**

日本の食品衛生法に合致したものを輸出してもらうには、輸出国側に日本の食品衛生法を理解してもらい、日本の規制を周知することが重要です。二国間協議や現地調査、輸出国への技術協力など、輸出国対策は輸入時の検査を効果的に実施するためにも力を入れて行っています。令和6年度に輸出国との安全対策に関する協議を行った例としては、アイルランドや米国の牛肉における対日輸出プログラムの協議や実施状況の確認があります。また韓国の養殖ヒラメにおける動物用医薬品の管理状況の確認や、ベトナムでの水産加工施設の現地調査等も行いました。コロナ禍においては現地に赴くことが難しい状況でしたが、その結果オンラインによる現地調査の仕組みも構築されたことで、それぞれのメリットを生かす形で併用しています。

**輸入時対策**

輸入者は、輸入する食品等について届出事項に沿った内容を厚生労働大臣に提出する義務があります。厚生労働省の検疫所では、届出書の審査や相談室での届出前の相談対応を行い、輸入時の監視指導体制を強化しています。全国の検疫所での食品担当部署は32箇所、食品衛生監視員は現在422名の体制になっています。

輸入前相談は全国13の検疫所に相談室を設置して行っています。令和6年度では輸入前の相談で約2.2%の

物が日本の基準に合わない（違反に該当する）ものでしたが、輸入前指導による違反の未然防止が効果的と考えられます。結果として、輸入時点での違反率は0.03%に抑えられています。

輸入時には◇指導検査・◇モニタリング検査・◇検査命令というリスクに応じた検査制度があります。指導検査は、輸入者の自主的な衛生管理の一環として定期的な検査の実施を指導するものです。モニタリング検査は、日本に輸入される多種多様な食品が本当に安全なのか食品衛生上の状況をチェックするためのもので、年間計画に基づいて無作為にサンプリングし検査を実施しています。検査命令は一番厳しいもので、健康被害の発生する恐れのあるもの、法違反の可能性が高いと見込まれる食品について検査を命ずるものです。輸入する全ての食品に対して届出ごとに毎回検査をします。費用負担は輸入者が行い、検査結果判明までは輸入不可となります。これらの検査は統計学的な考え方を取り入れたサンプリング法に応じ実施しています。また、検査で違反が繰り返し発見されるものについては「包括輸入禁止」として法的に輸入を禁止できる規定がありますが、これまでに該当する事案はありません。令和6年度は全体で約247万件の届出の中で検査命令を実施したものが70,034件、モニタリング検査が48,050件（延べ100,982件）、指導検査が87,810件、計約21万件の検査を実施し、検査の割合8.4%、違反件数731件、違反割合は0.03%でした。

令和6年度に食品衛生法の違反として一番多かったのは、第13条の食品の規格基準に違反したもので7割近くを占め、残留農薬の基準値違反、微生物関連、添加物の使用基準違反などがあります。次に第6条違反で、ナッツのアフラトキシン、シアン化合物の検出などがありました。違反の件数が多い輸入者に対しては食品衛生法で「輸入者の営業の禁停止処分」を行うことができますが、そこに至る前に個別の再発防止策を講じるよう指導を行い、改善を求めています。

**国内対策**

各都道府県等において、食品衛生の監視指導計画を作成し、パブリックコメント募集やリスクコミュニケーションを行うとともに、その結果もあわせ公表しています。国内での食中毒発生事案に基づいて監視強化を行った事例もあります。

### ●リコール情報の報告制度

食品衛生法の改正の中で2021年度に「食品等のリコール情報届出制度」が創設されました。ホームページから一元的に確認できるようになっているのでご活用ください。輸入食品においても、国内での流通があり自主回収の届出がされたものについては制度に則って適切に対処されます。

### ●海外情報への対応

海外での食中毒の発生や食品リコールの情報などは速やかにキャッチして的確な対応を行っています。定期的に（実質的には毎日）海外の主要政府のホームページ上でリコール情報やアウトブレイク情報を確認し、国内の専門機関の情報も同時にチェックを行いながら情報の収集や分析を強化しています。必要な場合は回収の指示や監視の強化など適切な対応を速やかに行います。令和6年度に確認を行った海外情報は870件あり、件数として多かったのは食物アレルギーに関する表示の欠如でした。これらについては日本の食品表示規制に厳格に合わせていくために消費者庁とも連携して対応を行っています。令和6年度に海外情報に基づき監視強化を行った事例では、オーストラリアのワニ肉の異物混入による自主回収やフランスのナチュラルチーズのリステリア菌による自主回収が現地であったため、同じメーカーのものについて日本でも対応しました。

### ●令和8年度輸入食品監視指導計画（案）について

これまで通りの対策を継続しながら、より効果的なモニタリング検査の実施に努め、これまでの違反状況等を踏まえて微修正を行いながら、検査項目等の見直しや検査の強化を検討します。輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続します。検査命令の実施について、項目によっては対象の国と対象の食品を明確化した上で運用をします。モニタリング検査数は前年とほぼ同数の約10万件を計画しています。

## ●具体事例の紹介　～輸出国での衛生確保対策について～

現地調査の対象国は「日本への輸出が多い」「違反が多いなど課題がある」等を勘案したうえで決定しています。今回は15年ほど前から鯨が輸入されているノルウェーと、熱帯産果実であるアボカドの輸入が多いメキシコについて、現在の状況と、適切な衛生管理に沿って検査が実施されているかを確認するため現地調査を行うこととしました。

ノルウェーは良い漁場に囲まれていることから対日輸出の上位はすべて水産物であり、ノルウェーにとっても日本は非常に大事な輸出先です。ノルウェー政府との会議では、お互いの組織や法律の説明、ノルウェーでの水産食品の細かな衛生管理について、また日本の食文化として特に鯨を中心に紹介しました。最適な日本向けの輸出を行ってもらうためには、法規制の理解も大事ですが、日本での食文化や食べ方を説明して理解してもらうことが重要と考えています。今回は鯨を扱う2か所の施設を視察し、捕鯨からカット・加工・包装・凍結・輸出までの状況や、DNA検査による個体識別とトレーサビリティなど、輸出に向けて機能的・衛生的に管理されている様子を把握することができました。

続いてメキシコですが、日本へのアボカドの輸出量が多く、残留農薬の状況を確認することを目的に現地調査を行いました。アボカドの輸出においては適切な農薬使用が重要視されていることからBUMPという農薬の使用に関する管理制度があります。これに沿って農薬の選定と使用基準の管理、例えば輸出先国である日本で使用が許可された農薬のみを使用することや、使用前にリスク分析と技術計画を作成すること、取り扱う場所の限定、使用者安全など、管理するべき必須条件が網羅的で厳格に規定されています。実際のアボカド農園を視察した際は、広大な敷地での栽培の様子と、厳格に管理された農薬保管庫、輸出国向けに制限された生産ライン、選別・洗浄・包装・ラベル管理・適切な温度帯の保管倉庫など、全ての工程で安全衛生管理が徹底されていることを確認しました。

輸出入国の相互理解が食品安全の維持のためにとても重要であり、輸出する側は日本の制度をよく理解すること、輸入する側は取引先に根気強く説明していく姿勢が大事であると考えています。

## ●「2025年 日台冷凍農産物生産販売安全懇談会」参加報告　（全国消団連 事務局長 郷野 智砂子）

12月5日に台湾の高雄市にて開催された「2025年日台冷凍農産物生産販売安全懇談会」に出席しました。日本向けの枝豆は55年の歴史を数え、今では台湾産枝豆の輸出量で日本がトップの地位を築いていること、安全・安心な農産物の供給に向けた取組みとして関係省庁とも連携し、残留農薬の検査等もしっかりと行っているなどの話がありました。全国消団連からは消費者の嗜好と購買傾向について、あらゆる食品が値上がりする中でも購入量に変化がない、又は増えている割合が高いものが「冷凍食品」であることや、冷凍野菜の有用性についてなどのデータを紹介し、その他インターンの学生を交えて行った「枝豆の食べ比べ」の様子なども盛り込みながら報告をしました。農業用ドローンのドリフト防止対策に関する議題においては、日台双方から代表が登壇し意見交換を行い、現時点ではドリフト汚染の報告は無いが、近隣農場で連携・情報共有しながら予防的な取組みを進めていくことが重要だと確認しました。

翌12月6日には枝豆の圃場見学と収穫体験をしました。実際にハーベスターに乗っての収穫は迫力があり、あっという間に荷台がいっぱいになりました。収穫すると同時に豆の部分だけが選別され、収穫した枝豆はすぐ隣にある加工工場で新鮮なうちに加工されるとのことでした。台湾ではもともと枝豆を食べる文化が無かったそうですが、こうして美味しい枝豆を一生懸命作ってくださる生産者や地域の方に感謝したいと思いました。

日本の消費者は、輸入冷凍野菜について安全性がどのように確保されているかを知りたいと思いますので、日本の基準を満たしていることや検査体制、作業環境など、生産者や事業者の取組みを分かり易く共感できるように伝えていくことが重要だと思います。

以上

# 福島第一原子力発電所視察報告（経済産業省事業）

全国消団連は、資源エネルギー庁の「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業」の現地視察事業に、会員団体の希望者とともに参加しました。視察の様子についてご報告します。（写真は東京電力より提供）

（多核種除去設備等処理水風評影響対策事業：東京電力福島第一原子力発電所および被災地の理解醸成・情報発信推進を目的に実施されている事業）

**開催概要**

【日　　時】2026年3月18日(水)9：00～18：30

【参加者】　14名（同行：事業の委託JTBから1名（経済産業省からは国会対応のため同行なし））

【視察場所】廃炉資料館、福島第一原子力発電所、双葉駅周辺、道の駅なみえ
（国道288号線、大野駅周辺、夜ノ森駅周辺、国道6号線（車窓より））

**廃炉資料館**

事故と廃炉についてのビデオを鑑賞したほか、被曝を最小限に抑えるため、原子力発電所の構内見学に必要な手続きの一部を行いました。

**廃炉資料館～国道6号線～福島第一原子力発電所（以下福島第一原発）**

国道6号線を北上しました。国道沿いには、空間線量計が一定間隔で設置されており、線量を確認することができました。道路の西側（山側）は避難解除地域で、道路の東側（海側）の多くは帰還困難区域となっており、福島第一原発周辺は、中間貯蔵施設の区域となっています。交差点を右折して福島第一原発に向かう一本道では、通行証を持った車両のみが通行可能で撮影は禁止されています。途中、中間貯蔵施設への汚染土搬入に伴う渋滞緩和の目的として、新たに橋が架けられている様子も確認できました。

**福島第一原子力発電所構内**

原発の視察は1日あたり4～5回見学を受け入れており、年間約2万人が見学に訪れているとのことです。今回は60分の通常コースで見学しました（このほか40分のライトコースがあります）

入構についての注意事項などの説明を受け、必要なIDカード、ベスト、線量計を着用し構内バスに乗車して視察が始まりました。

現在は4,000～4,500人が作業に従事しているそうです。敷地内の約96%は一般作業服での作業が可能で、車窓からは防護服等を着用している作業員の姿は見られませんでした。作業時間については、以前は暑い時期に夏時間を設定して、昼過ぎには作業を終えていましたが、作業時間が切り替わる時の身体的負担が大きいことから、現在は多くの作業が通年で同じ時間帯に行われているとのことです。

車窓から処理水の貯蔵タンクが確認できました。タンクの色がさまざまである理由については、増え続ける処理水の保管を優先し、色の指定を行わずにタンクを調達したため納入企業ごとの標準色が使用されているとの説明がありました。これらのタンクはALPS処理水の海洋放出が開始され、2025年から解体作業が始まり、1,000基以上あった貯水用タンクのうち14基の解体が完了しています（3月9日現在）。

**・1～4号機側ブルーデッキ（降車して見学）**

降車して見学しました。1号機はがれき撤去の準備のため、強固なカバーが設置されていました。2号機は使用済核燃料取り出しのため、建屋の横に建物が建っていました。

**・多核種除去設備（既設ALPS、増設ALPS、高性能ALPS）**

**・K4タンクエリア**

いずれもALPS処理水の海洋放出にあたっての重要な設備です。このうちK4タンクは、ALPS処理水の海洋放出をする前に放射性物質濃度が規制基準値を下回っているかを確認するためのタンク群です、30基あるタ

ンクを3群に分け、“受け入れ”、“撹拌・測定・確認”、“放出”の各工程を担っています。

5～6号機側グリーンデッキに向かうルート上で建物沿いを通過中、車内の線量計の数値が急激に上昇する箇所がありました。敷地内であっても線量に大きな差があることを実感しました。

**・5～6号機側グリーンデッキ（降車して見学）**

ここでは、処理水放出のための設備の一部を確認することができました。ALPS処理水はこの場所で希釈され、希釈に使用される海水の取り込み口から1キロ程度離れた海中へ放出されます。視察当日は放出が行われる時間帯でしたが、当日は風も強く、放出地点を目視で確認することはできませんでした。海が穏やかな条件であれば、放出されている場所を視認できるそうです。

デッキには、実際に改定の掘削に使用したシールドマシーンが展示されていました。

また、5，6号機は東日本大震災時、電源喪失を免れた号機です。非常用電源が設置されている建屋も津波による浸水がありましたが、建屋の出入口が陸側を向いていたことで電源喪失まで至らなかったと考えられる、との説明がありました。

1～4号機の海側には新たな防潮堤が作られていました。高さがあることから、それなりの幅も必要なため、防潮堤上部は道路として利用されています。

**・ALPS処理水サンプル**

最後にALPS処理水についての説明がありました。処理水は見た目には通常の水と何ら変わりはありません。壁には海外からの視察者向けに英文による説明も掲示されていました。

視察終了時、個人線量計の確認が行われました。今回の視察の被ばく量はおおよそレントゲン検査1回分程度とのことでした。

**・視察を通じて**

事故から15年が経過し、日常生活の中で節電を意識する場面は少なくなっています。廃炉作業は何重もの確認工程を経ながら、多くの作業員の方と膨大な時間をかけて進められていました。原子力事故という大きなリスクを抱えながら私たちは無尽蔵に電気を使用してよいのか、今回の視察は真剣に考える契機となりました。

日帰りの視察ではありましたが、福島の復興状況についての説明や現地の様子を短時間ながらも確認することもできました。これらについては次号でご報告いたします。

廃炉の様子についての情報は以下のホームページで随時報告されています。

廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト（METI/経済産業省）　　処理水ポータルサイト（東京電力）

**世界の消費者情報**

## GDP ⇒ SDGs ⇒ SWGs (Sustainable Well-being Goals)への移行

日本消費生活問題研究所（JACARIN）　髙木秀敏

石器時代から続く人類の発展の歴史は、「より多くを生み出す」こと（GDP：国内総生産）を追求してきた歴史であった。しかし気候変動という地球の限界に直面している現在、2030年までに地球環境を重視するSDGsを目標としてきたが、Beyond SDGsとして「よりよく生きる」ことを中心に、経済、環境、幸福を統合するSWGsという新たな目標が考えられてきている。

石器時代の人類は、狩猟採集によって自然と直接向き合い、その制約の中で生きていた。やがて農耕革命により定住と余剰生産が可能となり、社会は拡大し、人口と経済活動は着実に成長した。さらに、産業革命はこの流れを決定的に加速させ、化石燃料と機械化によって大量生産・大量消費の時代が到来した。

18世紀にアダム・スミスが著した『国富論』は、分業と市場、そして「見えざる手」によって経済成長が社会全体の富を増大させることを理論化し、近代資本主義の礎となった。この思想はGDP（国内総生産）という指標に結実し、国家の発展を測る中心的な尺度として世界に広まった。しかし、経済成長の追求はや

がて公害や環境破壊を引き起こし、地球規模での気候変動という深刻な問題をもたらした。

こうした危機への対応として、1995 年、地球温暖化を防ぐ枠組みについて議論する国連気候変動枠組条約締結国会議（COP）をベルリンで開催（COP1）したことを皮切りに、ブラジルのベレンで開催のCOP30 に至るまで国際社会は気候変動対策を議論してきた。1997 年に京都市で開催された COP3 で採択された京都議定書では先進国に排出削減義務が課され、2015 年にパリで開催された COP21 で合意されたパリ協定では、すべての国が参加する枠組みが構築された。しかし、これらの取り組みの根底には、依然として GDP 成長を前提とした経済構造があり、環境対策は「補完的」な位置づけにとどまってきた。

GDP は生産量や所得を測る有効な指標である一方、人々の幸福感、健康、格差、自然環境の持続性を十分に反映できない。OECD や国連のグテーレス事務総長（ANTÓNIO GUTERRES UN Secretary-General）も、GDP だけでは社会の進歩を測れないと繰り返し指摘している（Beyond GDP）（注：出典元 High-Level Expert Group on Beyond GDP ¦ United Nations）。

こうした問題意識のもと、国連は SDGs を掲げ、貧困削減や環境保全、社会的包摂を同時に進めることを目指してきた。しかし SDGs の達成期限（2030 年）が近づく中で、次の段階として注目されているのが SWGs（Sustainable Well-being Goals）である。SWGs は、GDP を補完･超越し、「どれだけ成長したか」ではなく「どれだけ持続的に幸福であるか」を社会の目標に据える考え方である。

OECD は "Better Life Index（より良い暮らし指標）" という 11 の指標【①住宅 : 住宅条件と支出 ( 例 : 不動産価格 ) ②所得 : 世帯収入 ( 税金および移転後 ) および純資産③仕事 : 収入、雇用の安定性、失業④コミュニティ : 社会的支援ネットワークの質⑤教育 : 教育とそこから得られるもの⑥環境 : 環境の質 ( 例 : 環境健康 ) ⑦ガバナンス : 民主主義への関与⑧健康⑨人生満足度 : 幸福度のレベル⑩安全性 : 殺人および暴行率⑪ワークライフバランス】を構築し、加盟各国の Well-being を評価してその結果を公表している。（注：出典元：OECD ウェルビーイングデータモニター ¦OECD）

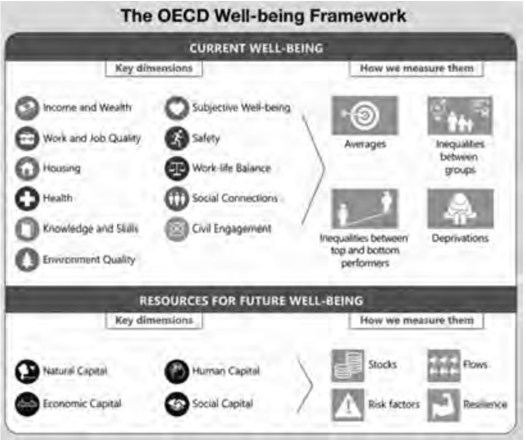


2020 年度の“Better Life Index（より良い暮らし指標）” によるランキングで、1 位のノルウェーは、資源管理、社会的信頼、福祉制度を通じて、高い経済水準と高い幸福度を両立させており、SWGs 的発想の先行例といえる。2 位はオーストラリア、3 位アイスランド、4 位カナダ、5 位デンマーク、6 位スイス、7 位フィンランド、8 位オランダ、9 位スウェーデン、10 位アメリカ、日本は 25 位であった。（注：出典元：OECD Better Life Index - Wikipedia）。

2024 年度の“World Happiness Report による幸福度ランキング”では、フィンランドが 1 位、2 位はデンマーク、3 位アイスランド、4 位スウェーデン、5 位オランダ、6 位コスタリカ、7 位ノルウェー、8 位イスラエル、9 位ルクセンブルグ 10 位メキシコになっており、フィンランドは 8 年連続 1 位、日本は 55 位であった。（注：出典元：WHR Dashboard）

参考に、2025 年度 GDP ランキングでは、日本は米国、中国、ドイツに次いで 4 位と GDP 規模では上位に位置しているが、幸福度ランキングでは中位とどまり経済成長が必ずしも満足度向上にはつながっていない。（注：出典元：図表でみる世界の GDP（2025 年更新版）－日本が置かれている現状と世界のトレンド ¦ニッセイ基礎研究所）

日本においても近年、企業や自治体がウェルビーイングを重視した経営や政策を打ち出し始めている。（注：swgs-declaration_20251006.pdf）これは、成長至上主義から、調和と持続可能性を重視する社会への転換の兆しである。人類の歴史が「より多くを生み出す」ことを追求してきた段階を経て、いま求められているのは「どのように生きるか」「何を豊かさとみなすか」を問い直すことである。SWGs は、その問いに対する新たな羅針盤として、ポスト GDP 時代の社会像を示していると言えるだろう。 以上

# 消費者庁新未来創造戦略本部たより

## 消費者庁新未来創造戦略本部報告会『令和７年度 消費者庁新未来創造戦略本部成果報告会』の開催

消費者庁新未来創造戦略本部
高浜　大成

消費者庁新未来創造戦略本部（以下､「未来本部」という。）では､毎年度一年間に実施したモデルプロジェクトや政策研究の成果を広く発信するための報告会を開催しています。2025 年度は、3月 17 日に、徳島県の会場での発表に加え、オンラインを併用したハイブリッド形式で開催しました。

今回の報告会では、まず、京都府立医科大学大学院教授の成本迅先生による認知症研究に関する基調講演の動画放映が行われました。成本先生は、政策研究において、医療福祉関係者500名に対するアンケート調査を行った上でうち26名についてヒアリング調査を実施し、医療福祉の側からみた消費者トラブルの実態を明らかにしましたが、①本人の約8割が被害を認識していなかったこと、②認知機能に支障が生じつつも社会生活を営んでいる認知症の手前の軽度認知障害の段階から中程度の認知症の段階で被害に遭いやすいこと、③医療福祉関係者の中では消費者行政に関する認知度が高くないことなどについてご講演いただきました。

続いて、モデルプロジェクトの成果について報告が行われました。はじめに消費者教育に関する取組として、県内で職域別に実施した消費者教育の結果が紹介されました。次に見守りネットワークに関する取組では、見守りネットワークの概要や、小松島市と連携して実施したネットワーク強化モデルが報告されました。最後に公益通報者保護制度に関する取組として、徳島県内の消費者志向自主宣言事業者へのヒアリングおよびアンケート結果を基に、公益通報窓口の設置数増加に向けた課題と今後の展望が示されました。

続く政策研究の成果についての報告では、成本先生の研究を踏まえて作成された医療福祉関係者向けのガイド、患者家族向けのガイドについて、実際のものを示して具体的な説明が行われました。そして、製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究では、2024 年 12 月の EU による製造物責任指令に関する詳細な解説が報告されました。さらに、デジタル社会における消費者法制の比較法研究については、これまでに公表されている研究成果の概要や、今後の予定が説明されました。

最後に、徳島県と未来本部が連携して実施した取組について報告が行われました。まず、徳島県における消費者政策の取組として、徳島県の担当者より、2025 年6月に開催された国際消費者シンポジウムをはじめとする具体的な施策が紹介されました。次に、国際交流の取組として、JICAの青年研修事業としてタイからの研修生を受け入れた事業の概要が報告されました。そして、エシカル消費に関する取組として、徳島県および愛媛県と未来本部が協力して進めてきた地域の伝統産業を切り口としたエシカル消費の推進の取組が説明されました。

今回の報告会では、徳島県の会場およびオンラインの双方において多くの方にご参加いただき、未来本部の取組を社会に広く発信する貴重な機会となりました。当日の模様は､後日､消費者庁公式 YouTube でも公開予定ですので、ぜひ関心のあるテーマをご視聴いただければ幸いです。

# 会員活動報告

## 埼玉県消費者団体連絡会の活動を紹介します

### 埼玉県委託事業　2025年度県内消費者団体研修会③<br>「消費者として知っておきたいカスタマーハラスメント」を開催しました

2月19日、「県内消費者団体研修会③」を開催し、会場14人・オンライン16人計30人が参加しました。

はじめに、今年７月に施行される「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」の概要について、埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課主幹 河村英里香さんに説明いただきました。

次に、埼玉県カスタマーハラスメント防止対策に関する専門委員会副委員長を務められた関西大学教授 池内裕美さんから、カスハラをとりまく社会の動き、悪質クレーム（カスハラ）とは何か、苦情の心理とカスハラ増加の背景について、怒りを対話に変えるコミュニケーション、消費者としての責任と役割（わたしたちはカスハラとどう向き合うべきか）の順でお話しいただきました。カスハラは企業だけでなく、社会全体で向き合う課題であること、カスハラ対策は個人の努力から組織責任になってきたこと、正当なクレームと悪質クレームの境界線など説明いただき、上手に苦情を伝えるためにはどうしたらいいのか、そして、わたしたち消費者はカスハラとどう向き合うべきか、消費者としての責任と役割について話され、消費者としての自覚が社会の質を決める、正しく声を上げることは社会をよくする力になると結ばれました。

### 2025年度関東農政局と埼玉県消費者団体との意見交換会が行われました

3月4日、関東農政局と埼玉県消費者団体との意見交換会が、「日本の食料安全保障」をテーマに開催されました。さいたま新都心合同庁舎2号館関東農政局防災対策室を会場に、関東農政局消費・安全部消費生活課4人、同企画調整室他5人、9消費者団体21人が参加しました。

関東農政局企画調整室室長　浦杉敬助さんより「日本の食料安全保障～食料争奪戦、どう立ち向かう？～」と題してお話しいただきました。さらに、「食品安全に関する情報」「みえるらべるの紹介」の情報提供のあと、質疑応答、意見交換が行われました。

説明者　浦杉敬助さん

消費者から、「畦畔（けいはん）撤去と暗渠（あんきょ）排水整備の取り組みについて」「冬水（ふゆみず）田んぼの取り組みについて」「多面的な視点からの米政策について」「システムの改善について」「食料安全保障の内容について」「農地と担い手の確保について」「適正価格について」「米の流通構造について」「転作奨励金について」などの質問がされ、それぞれ丁寧にお答えいただきました。

## 全国消団連からのお知らせ

### 2025年度インターンシップ学生制作 啓発動画を公開しました

全国消団連では、毎年夏季に、大学生インターンシッププログラムを提供しており、2025年度のカリキュラムの一つとして、モバイルバッテリーについてグループワーク（問題点の洗い出し、動画のシナリオ作成）に取り組みました。

今回シナリオをもとに3本の動画を作成し、3月6日から公開しています。いずれも1分程度のショート動画です。是非ご覧ください。（拡散大歓迎です）

公開・全国消費者団体連絡会 - YouTube（https://www.youtube.com/channel/UCLZq-hh_9YEQV14RTuJwDUg）

タイトル　①炎上した配信者の末路／②スマホを充電しただけなのに／③日本にある数十兆円の鉱山

# 会員団体の活動紹介（4〜5月の活動予定）

＊詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

| 会員団体名 | 月　日 | 行　事・活　動 |
|---|---|---|
| コンシューマーズ京都<br>（075-251-1001） | 5月23日（土）<br>10:00〜12:15 | **憲法学習会「紛争地から見た憲法」**<br>講演「平和を選び続けるためにあなたとふみ出す平和の一歩」<br>講　　師：西谷文和さん（フリージャーナリスト）<br>場　　所：京都経済センター7階　7ーA会議室　および　Zoom<br>申込締切：5月20日<br>共　　催：コンシューマーズ京都・京都府生協連・京都生協 |
| | 5月30日（土）<br>13:30〜15:30 | **第57回京都消費者大会「その選択、本当に自分で決めていますか？　〜AIとの上手なつきあい方〜」**<br>講演「生成AIのしくみと安全な利活用について」<br>講　　師：浅田太郎さん（京都府府立大学副学長／京都府立大学大学院生命環境科学研究科ヒューマンインタフェース研究室教授）<br>場　　所：京都経済センター6階　6ーD会議室　および　Zoom<br>申込期間：5月1日（金）〜5月26日（火）<br>共　　催：コンシューマーズ京都・京都府・京都市 |
| 消費者ネットワーク岐阜<br>（058-370-6867） | 5月16日（土）<br>10:00〜12:10<br>（総会<br>10:00〜10:40<br>講演会<br>10:50〜12:10） | **消費者ネットワーク岐阜 第17回総会・記念講演会**<br>AI社会を生き抜くための「AIリテラシー」〜広がるリスクから身を守り、AIとともに生きる力を育てる〜（令和8年度 岐阜県若年層向け消費者教育推進事業）<br>会　　場：生活協同組合コープぎふ 会議室（岐阜市領下）<br>※後日オンデマンド配信もあります。<br>講　　師：坂本 旬 氏（法政大学キャリアデザイン学部 教授）<br>参 加 費：無料<br>申し込み：会場参加、オンデマンド配信ともにお申込みが必要です。（5月8日（金）締切）<br>申込URL：https://forms.gle/XPNiN4brdSx9temR8 |

## 第６回理事会報告

1. **開催日時：2026年2月20日（金）　15：00〜17：00**
2. **開催場所：ZOOM開催　5階会議室（ハイブリッド開催）**
3. **出 席 者：理事総数19名中 11名、監事総数２名中2名**
4. **議決事項：** ①役員補充選挙の実施と選挙管理委員会の設置の件
5. **協議事項：** ①第14回定時総会議案書一次案の検討について、②消費者政策に関する課題について（地方消費者行政をめぐる動向について、特定商取引法改正運動の状況と今後の動きについて、個人情報保護法の改正について、ほか報告事項8課題）、③環境・エネルギーに関する課題について（「パワーシフト・キャンペーン運営委員会主催シンポジウム」協力依頼への対応について、ほか報告事項3課題）、④食に関する課題について（（一社）日本食鳥協会による国産チキンの安全・健やか宣言〜SAFE TABLE STATEMENT 応援サポーターへの登録について、ほか報告事項7課題）
6. **報告事項：** ①全国消団連専門委員会の活動について、②全国消費者大会について、③消費者スマイル基金の活動について、④政府審議会等への対応報告、⑤機関会議等報告

**編集後記**　東京の桜は、いま満開を迎えています。日本人にとってお花見は、年度のスタートを象徴し、期待と不安が入り混じる中で心を静かに整えてくれます。桜は一斉に咲き誇り、潔く「桜吹雪」となる短い旬ですが､春の訪れを告げる圧倒的な存在感で魅了します。私の趣味のひとつに「巨樹・古木めぐり」があります。数年前に樹齢二千年といわれる山梨県実相寺の「山高神代桜」を訪ねました。大きく広げた枝ぶりで想像を絶する年月を生き抜いてきた歴史に感動を覚えます。また、福島県三春町の小高い丘の「三春滝桜」は、薄紅色の花が滝のように降り注ぐ優雅な姿を見せてくれました。こうした姿を今に伝えているのは、代々守り続けてきた地域の方々の献身的な管理があってこそです。全国消団連は今年度70周年を迎えます。これまでの歩みに感謝し、これからも前向きに歩んでいきたいと思います。（Y.O）

発行：一般社団法人全国消費者団体連絡会
住所：〒102-0085　東京都千代田区六番町15　プラザエフ6F　TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036
ホームページ：http://www.shodanren.gr.jp　E-mail：webmaster@shodanren.gr.jp